

五 鍋島氏の抬頭とその佐賀支配

(一) 鍋島氏の出自

1 源氏系図

鍋島氏の系図には、源氏系のもとと藤原氏系のもとと二通りあって源氏系の系図は宇多天皇の皇子敦実親王に発する佐々木源氏となっており、その略系を示す次のようになっている。

宇多天皇——敦実親王——(十代中略)——清綱——清定——清経——
 経定——経秀——経直——清直——清久——清房——直茂——勝茂——

右のうち、清綱に至るまでは『尊卑分脈』に載せている宇多源氏系図と同様であるが『鍋島系図』によれば、清綱の子に清定という者があって長岡三郎と称し、以来子孫相承けて長岡を家の名としている。清定から四代ののち経秀が初めて子経直と共に肥前に来て佐賀郡鍋島村に住み、鍋島を称するようになったという。

鍋島氏系図一本の経秀の譜記に、

鍋島伊勢守、初メ長岡、法名崇元、初メ洛陽北野ニ住ス、コノ時父子同時ニ肥前国ニ下向シ、鍋島村ニ居住ス、ココニ於イテ鍋島ト号ス、

としるし、また他の一本には、

肥前国鍋島氏ノ始祖、サキニ長岡伊勢守ト号ス、経秀ノ時ニアリテ始メテ肥前州鍋島村ニ下リ住ス、薨髪シテ崇元ト号ス、

と言っている。また経秀の子経直の譜には、

鍋島三郎兵衛尉、初名佐々木長岡三郎、法名道寿、父ト同ジク佐嘉郡鍋島村ニ下向シ居城ヲ構ウ、とあって諸本いずれも大差はない。

この鍋島氏の始祖とされている経秀、法名崇元については、『校註葉隠』聞書第六「御家根元佐々木氏の事」の註に、

観音寺過去帳には、

崇元大禪定門、永徳三亥四月十有六、御先祖鍋島伊勢守経秀公、

とされている旨を述べている。観音寺は市内鍋島町鍋島に在り、古く鍋島氏の菩提寺であって、いまも境内に鍋島氏関係の古碑などを残しているが、現在同寺に蔵されている過去帳の崇元に関する記載は右の『校註葉隠』の注に引く記載とはやや異っていて、「御先祖」の文字はなく、「当寺開基」となっている。ちなみに現存の過去帳は後世の筆に成るものであって、早くとも江戸末期以前にはさかのぼらない書写



小城岩蔵寺如法経過去帳（部分）

院無縁如法経過去帳」と題されているが、その中の一部に

鍋嶋 崇元 永徳三四十六

という記載がある。「崇元」の文字と「鍋嶋、永徳三四十六」の文字とは筆を異にして居り、後者はやゝの書き入れではないかと思われるふしもある。なお研究を要するが、しかし日付は明らかに「永徳三十四六」、すなわち永徳三年四月十六日とあって疑問の余地は無く、従って『葉隠』本文に、「如法経の過去帳に永徳四年四月十六日、鍋嶋崇元と御座候」と言っているのは誤りである。『葉隠』のこの誤記がどこに発

である。

また同じく『葉隠』の「御家根元佐々木のこと」の一節に、

小城の岩蔵寺如法経の過去帳に、永徳四年四月十六日、鍋嶋崇元と御座候、御仮名御実名御座なく候

と述べていて、『校註葉隠』はこれに対する注に、

岩蔵寺如法経過去帳に永徳四年とあるのは一周忌経会の年であろう

と述べている。岩蔵寺には現在もこの過去帳が保存されて居り、その正確な名称は「雲海山岩蔵寺浄土

したのか不明であるが、管見の及ぶ限り、葉隠の諸本いずれも四年となっている。なお、この経秀（崇元）死去の年月日については、鍋嶋氏系図はどの系統本ともみな永徳三年四月十六日としている。以上によって、初めて肥前に西下して鍋嶋村に住んだという経秀の死去した年は、永徳三年のほか異伝はないと言える。さきにあげた鍋嶋氏系図一本の経秀の譜記に、「初メ洛陽北野に住ス」と言い、またその子経直（法名道寿）の譜にも、「父ト同ジク佐嘉郡鍋嶋村ニ下向シ居城ヲ構ウ、其後城内ニ北野天満宮ノ社ヲ勧請ス」と言っているが、なおまた『葉隠』の「御家根元佐々木氏のこと」の条中にも、「道寿様は洛陽北野の御素生」云々の言葉がある。かつて山城の長岡に居住して長岡を家名としていたこの家は、経秀の代に京の北野に居を移したらしく、それが更に肥前に西下して鍋嶋村に住むことになったのである。その西下の年代についてはこれを的確に示した確かな史料はないが、『北肥戦誌』は

永徳の初め頃、さる仔細ありて、父子同道あり、野田周防守を召具し肥前国へ下向し……

と述べて、西下の年代を永徳の初めのこととしている。しかしこの『北肥戦誌』の記事については若干検討の要がある。

たびたび引用した『葉隠』聞書第六の「御家根元佐々木のこと」の記事には、その他のいくつかの条項と同様に、「馬渡新七の書付けのうちから取った」という意味の原注が加えてある。つまり葉隠の筆録者田代陣基は、これらの記事に関してはこれを馬渡新七の書付けていたものによったのである。馬渡新七とは諱を俊継と言ひ、葉隠の祖述者山本常朝や田代陣基とはほぼ同年代の人であって、『北肥戦誌』の編著者である。俊継は『北肥戦誌』の編さんに当って多年にわたって各地に史料をあさっているが、『葉隠』に言う「馬渡

新七の書付け」とは、彼がこうして各地に採訪して書き取った史料の一部であったであろう。さきに掲げた「小城岩蔵寺如法経過去帳に鍋島崇元が永徳四年四月十六日に死去したと書いてある」という葉隠の記事も俊継が採訪蒐集していた史料にもとづいて書かれたのである。

すなわち、俊継は『北肥戦誌』の編さんに当って岩蔵寺の如法経の記事を知っていた。したがって、経秀（崇元）西下の年代を永徳の初めのころと『北肥戦誌』に言っているのは、この崇元死去の年からおおまかに割り出した推測年代である可能性があつて、にわかに拠り難いのである。しかしいづれにしても崇元が死去したのが永徳三年であつたとすれば、系図に伝えられているその子道寿（経直）の死亡年などと併せ考えて、西下して肥前に来たのは南北朝中期以後、後期のころであつたことにはなるう。

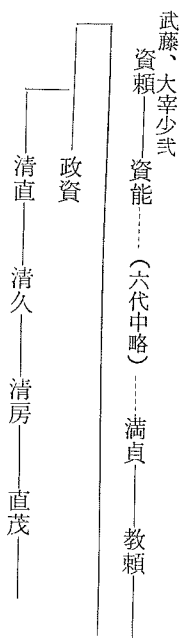
どのような事情なり縁故なりがあつてはるばる肥前に西下し、鍋島村に住み着くようになったのか。このことについても何一つ書きしるされたものはない。

尤もこれらのことは、右に引いた系譜や葉隠の記載内容が事実であつたとしてのことであるが、しかし京都の北野に居た者が、肥前に来て鍋島の地に住むようになった、ということについては、その可能性は考えられるようである。北野は天満宮の鎮座する所であり、蠣久荘は前章に述べたとおり大宰府天満宮安楽寺領莊園であつて、鍋島の地はその頃この蠣久荘に属していたと推定されるから、北野に居住し、何らかのかたで天満宮に縁故のあつた経秀が、安楽寺領莊園であつた蠣久荘に来て鍋島に住み、あるいはその住地に天満宮の祠を建てた、ということとはあり得ないことではない。いま鍋島観音寺の東北方にあたる田園中に「おたち（御館）の森」と呼ばれている一画があり、鍋島氏の本庄村移転以前の館跡だと伝えている。

なお、経秀の鍋島来住について、『北肥戦誌』には「……先づ千葉家にたより、しばらく佐賀郡鍋島村に住居あり。」と言っているが、これを裏付ける確かな史料は見当たらない。

2 藤原氏系図

『藤原氏系鍋島系図』は次のようになっている。



鍋島経秀（崇元）の子経直はさきに述べたとおり法号を道寿と言つた人物であるが、道寿はのち住居を鍋島から本庄に移した。その移転の理由について『北肥戦誌』は

その後、千葉家を避けて龍造寺と親しくなり、本庄村に移住……と述べているし、またその年代については鍋島系図の一本に

「応永の季、さらに下佐嘉本庄村に移り住む。」と言っている。いずれもこれを実証できる史料はないが鍋島から龍造寺氏の本拠に程近い本庄に居を移したのは、何らかの事情で龍造寺氏に近づく機縁を持



御館の森（鍋島町）

つようになつたからであらうと考えられるし、また移転の時期を応永の末としてしていることについても、他の所伝事項と特にそごするところはないようである。

少式氏は秀郷流藤原氏の出とせられ、その祖武藤資頼が建久年間に鎮西奉行天野遠景に代つて九州に下り以後その子孫も大宰少式に歴任、世襲のかたちとなり、家名を少式と呼ばれるようになった家であるが、宝徳の頃、少式教頼は大内氏らとの抗争に敗れて大宰府を没落し、龍造寺氏を頼つて佐賀に来て、しばらく与賀に潜居した。その頃、鍋島氏は経直道寿の時代であつたが、『北肥戦誌』に、

太宰少式教頼は……太宰府を立退き、近年肥前に在国し、龍造寺を頼みて与賀庄に居住ありしに……その頃本庄村に鍋島三郎兵衛入道道寿という人あり、教頼さるべき縁あつて彼の道寿の許へも徒然の折には立寄り交りけり、

と述べているように互いに相知るようになった。さらに、鍋島氏系図の一本に、

鍋島（道寿）その貴胤たるを知り、深く敬い厚く饗し、家屬をして日夜これを警衛せしめ、且つその女を以てこれに妾たらしむ。

と言っているが、この道寿のむすめと教頼との間に出来た子が清直であつて、応仁二年（一四六八）教頼の死後、やがて外祖父道寿の跡を継いで鍋島氏を称したと伝えられている。

これらのことに就いてもその裏付けとなる文書や記録の類は残っていないが、鍋島町鍋島の観音寺境内には上に六観音六地藏を戴く二基の石塔があり、一基の碑銘には「国藩浄鎮大禪定門」、他の一基には「妙珠大禪定尼」と刻されている。国藩浄鎮大禪定門とは教頼の法名であり、妙珠大禪定尼とは同寺の過去帳に

「教頼公内」とあるから、教頼の室、この場合清直の母の法名であらう。（なお、鍋島氏系図の一本にはその法名を長泉としている。）

この清直（系図一本には、のち経房と称したと記している。）を少式氏系の鍋島系図は鍋島大祖とし、少式氏が藤原氏の出であるところから、鍋島氏の出自を藤原氏であるとするのである。

『藤原系鍋島氏系図』にはもう一つ別系統のものがあつた。『寛政重修諸家譜』に載せている鍋島氏の系図はその例である。この書は諸家から差出した系図をもとにして、幕府の手により、十数年の歳月をかけて編纂されたものであるが、その中の鍋島系図は次のように書いてある。

藤原氏 秀郷流

鍋島



少式教頼供養塔（鍋島町観音寺）

左衛門尉季喜、肥前国小津郷龍造寺村に住す、よりて称号とす、後代にいたり、鍋島加賀守直茂その家を相続し、これより鍋島を称す、のち忠直がとき、はじめて松平の御称号を賜い、代々例となる、

として季喜・季家以下龍造寺家歴代の系を挙げて隆信に至り、そのあとを次のようにしるしている。



すなわち鍋島は龍造寺の跡を承継いだのだという立場にもとづく系図である。龍造寺氏が早くから藤原氏を称したことは前に述べたとおりである。なお、直茂以後を龍造寺氏に結び付ける考え方については後に再び述べる。

3 源・藤二系

以上に述べたとおり、鍋島氏系図には大別して源氏系図と藤原氏系図との二つがあり、藤原氏系図にはさらに二種類あるわけであるが、龍造寺氏に結び着ける系図は一応別にして、宇多天皇に発する佐々木源氏とするものと、少貳氏に続く藤原氏とするものの二系についていまま少し考察してみる。

鍋島氏が少貳氏の出であり、従って藤原氏であるという考え方は、前に述べたように経直（道寿）の娘が少貳教頼に婚して生んだ子清直を、経直が養子として自分の跡を継がせたというところから出ている。したがってこの系図によると、少貳氏、すなわち藤原氏に血縁的につながる清直から始まることになり、それ以前に経直や経秀は鍋島氏の系図から浮きあがった恰好にならざるを得ない。しかしあとで述べるように、一方には佐々木源氏の流れだとする伝えがありながら、少貳氏の縁によって藤原氏とする考え方も古くからあったらしい。例えば本庄大塚大明神（現在の本庄神社）に伝えられた天文二年（一五三三）三月二十四日の

同社宝殿の棟木銘に、

願主 鍋島孫四郎藤原清房

とあり、また同じく永禄八年（一五六五）卯月十一日の宝殿棟木銘にも

願主 鍋島三郎兵衛藤原信房

同名左衛門大輔同姓信安

とある。清房は直茂の父であり、信房は直茂の兄、信安は直茂の前名である。すなわちこれらによれば直茂の父清房はすでに藤原氏を称しているのである。

『葉隠』の「少貳鍋島系図の由来」に次のような記事がある。

勝茂公御礼日御退出の時分、林道春ふと差寄り、「鍋島の御先祖は誰にて候や」と申され候。とくと御元付けなされず御座候へども、御当座の御了簡にて、「少貳にて御座候」と仰せられ候へば、「さてさて御歴々にて御座候。今程御系図改め御座候。おっつけ太田備中守殿仰せ入れらるべく」と申され候。御帰りなされ御詮議候て、平原善左衛門、少貳の系図所持仕り罷り在り候を召上げられ、御系図書き立て、公儀へ差出され候由。

幕府は寛永十八年（一六四一）から同二十年にかけて、太田備中守資宗を監修、林道春（羅山）を編纂の中心として『寛永諸家系図伝』を作らせ、その史料として大名や旗本たちからそれぞれの系図などを提出させたが、『葉隠』の右の記事はこの時のことである。

十分に究明してはいないけれども、その場の考えで、少貳氏だと答えた。と言い、平原某の持っていた少

式系図によって系図を作って幕府へ提出した。ということなど、この当時はなお少式系藤原氏であるという考え方が定着してはいなかった事実を示している。

同じ頃、やはり第一代勝茂について次のような話が『葉隠』のなかにある。

勝茂公江戸御在府のうち、松平若狭守殿御料理に御いでの際、御尋ねされ候は、「御手前様御先祖は佐々木にて御座候由、内々承り及び候。さ候はば、御紋は四ツ目結にて御座あるべく候。……（中略）……」勝茂公御答に、「いかにその通りに候。佐々木相統の紋は四ツ目結にて候」と御会釈あそばされ候由。

また、前に引用した「御家根元佐々木の事」の項には、

鹿島の初代藩主直朝は若い頃父の勝茂から、「先祖は佐々木長岡三郎兵衛という人だ」と聞かされていたそのようなことを書いてあるものなどはないかと直朝から尋ねられた馬渡俊継は、田手の石塔院の古書類の中から見付けて持っていた一枚の系図を差上げた。

という意味のことが書いてあり、『葉隠』の他の項にも、

鍋島御紋のこと、元来、四ツ目結の由、

云々と述べている。

このように、佐々木源氏であるという伝承も古くからあった。しかしこれも定着したものとはなっていないかったようである。

4 龍造寺氏継承

以上のように、藤原氏と源氏の二つの考え方の混在する背景のもとで、前述のようにすでに直茂の父清房は藤原氏を称し、また二代光茂以後も歴代藤原氏を称している。しかし前者すなわち清房の場合はおそらく少式氏の出であるということから藤原氏を称したのに対して、後者の場合すなわち光茂以後はそのほかに別の根拠があった。後に述べるように、鍋島家は龍造寺家を継承した。鍋島直茂は龍造寺政家の跡を嗣いだのだ、という名分に立っている。その具体的な表現が前にあげた『寛政重修諸家譜』に載せられている鍋島系図である。龍造寺家は古くから秀郷流藤原氏であるという伝承を持っていて、鎌倉時代の初め、その祖季家は当時の文書にもすでに藤原季家とされているが、藤原氏である龍造寺家の跡を嗣いだ建て前をとれば、鍋島家が藤原氏を称するのは自然であったのである。

須古家に伝えられた『極密しらべ手扣』と題する一書の中に、「御当用四番御懸硯之内、勝茂公御手覚書」として、「系図書立てに付いて、以来心得のため書記す覚え」とある文中に次のような記載がある。

一 名字の事

一 信濃守（勝茂）幼少の時分に候故、何たる様子にての儀に候や存ぜず候。その後、朝鮮に渡海せしめ、打続き取紛れ、存じ寄りもこれなく、尋ね申さず候。加賀守（直茂）も申聞けられず候事。

一 少式系図の事

一 直茂先祖、少式一属歴然に候といえども、かねて直茂先祖の系図など書留め召置かれず候。またそ

の以前は九州乱国にて、数度炎上の儀どもこれある由に候条、左様なる時分、とり失ひ候や、今にはこれなく候事。

一 今度御改めに付いて、右少式筋の者に相尋ね候ところ、本系図は往年焼失候。その写し所持候由申し候条、相究め候ところ、先祖少式一家の伝顯然の儀に候故、書付け申候事。

寛永十九年

二月十三日

これは初めに「勝茂公御手覚書」とあるとおり、勝茂がみずから書いた覚え書きであって、なお続いて、「系図書立てに付いて、以来心得のため書記す覚え」とあり、日付けが、寛永十九年二月十三日とあるところから、さきに述べた幕府が寛永十八年から同二十年にかけて太田備中守を中心として『寛永諸家系図伝』を編さんした時の関係記事であることは明らかである。

『極密しらべ手扣』には、なお、

「八番御懸視之内、太田備中守殿へ系図持参之刻、口上内覚」として次のようにしている。

一 系図の儀早々差上げ申すべきところ、法名など相知れ申さざるところども御座候に付いて、国元へ尋ねに遣わし候ゆえ、延引仕り候事

一 某先祖は少式系図にて御座候えども、龍造寺民部太輔（政家）病氣に付いて、天正十八年、親に候加賀守（直茂）へ家を譲り候ゆえ、龍造寺系図差上げ申し候事

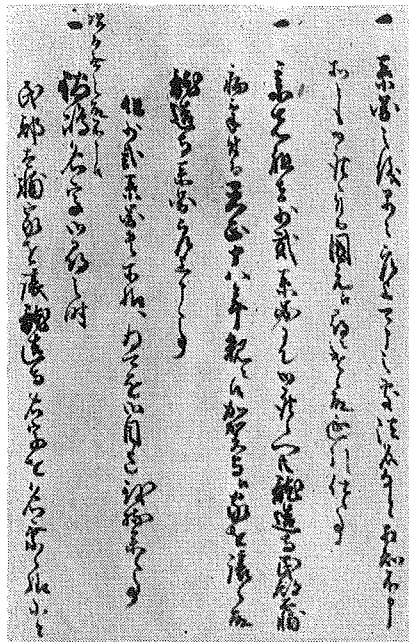
但し、少式系図、貴所様へ御目に懸くべきためにまで持参致し候事

さらになお、この『手扣』には、「ついでが無かったので言わなかった」とことわって幾つかの個条をあげているが、その中に、

龍造寺の家を継ぎ（ながら）少式系図さし上げ候えば、それがし代に龍造寺家を取り捨て申し候に相成り候条、龍造寺系図さし上げ申し候事。

と言っている。

以上のとおり、寛永十九年、勝茂が家の系図を幕府へ提出するに当って今後の心得のために書きしるして置いたという手扣えの記事を要約すれば、「自分（勝茂）の祖先は少式氏の出であるが、親の直茂が政家から家を譲られて龍造寺家を継いだので、龍造寺系図を提出する。」ということになる。この手扣えの中には



『極密しらべ手扣』（鍋島家史料）

鍋島家は宇多源氏であるという伝えについては全く触れていないが、初めにも述べたように、『葉隠』や系図などによっても、宇多源氏出自の伝承があったことは事実である。しかしそれも、手扣えに書いてある少式氏の場合と同様に、系図その他、書きしるされた文献などは残っていないのであろう。

(二) 直茂による領国支配

鍋島氏が龍造寺氏の旗下に属して興隆への第一歩を踏み出したのは、さきにも述べている享祿三年（一五三〇）八月に、少弐氏の軍に属する龍造寺氏が周防の大内氏の遠征軍を迎えて神埼の田手に戦った時、清久父子らがしゃぐま隊を編成して敵陣に切り込み、龍造寺方を勝利にみちびいてからであったと伝えられている。戦いの後龍造寺家兼は少弐氏から軍功を賞されて河副莊内に一千町を与えられたが、家兼はまた清久父子の戦功をよるこんでその子家重（家純）の娘を清久の子清房にめあわせ、また鍋島氏に本庄において八十町の田地を与えたとも伝えられる。この娘のち法号を華溪と称した直茂の母にあたる。

もっとも龍造寺家兼が清久父子の戦功をよるこんで、孫娘を清房にめあわせたのが、神埼の田手で大内氏の軍を破った時のことであつたとするには異説があつて、例えば『北肥戦誌』はこの時の合戦記事のあとに

或る記にいう。龍造寺・鍋島をむこにとりし事は、天文五年木原軍の時なりとも
としるし、その「木原軍」の記事の中に、

……されども小田方勝に乗り、龍造寺の者どもを追立てて散々に駆けなやます。その時、鍋島平右衛門尉清久・同子息左近将監・同孫四郎（清房）ならびに野田が赤熊武者二百余人勝ちに乗つたる小田が陣へ

前後を見ず切つて入り、先手の一将を討ち取りたり。時に小田勢色めき立ち、我れ先にと崩れて蓮池へ引退く……

云々と、大内氏の軍を神埼で破つた時と同じような鍋島清久父子らによるしゃぐま隊の奮戦を述べている。しゃぐま隊の戦闘は二度あつてもよいわけであるが、家兼の子家重の娘が清房に嫁したのはそのどちらかの戦いの後であつたはずである。『北肥戦誌』は一応それを享祿三年（一五三〇）八月神埼の戦いの後であつたとし、異説として天文五年（一五三六）木原戦後説を挙げているのであるが、その他鍋島系図の一本をはじめ、『龍造寺記』に引く一所伝や『多久家書類』など、いずれも神埼田手の戦いの後のこととしている。

なお天文二年（一五三三）三月二十四日の日付けのある本庄大塚大明神（本庄社）宝殿の修造銘写に、願主として、

龍造寺右衛門大夫藤原家重

鍋島孫四郎藤原清房

とあり、家重と清房の兩人が願主となつて本庄社宝殿を修造している。この二人が願主として名を連ね、共同して宝殿修造を行っているということは、兩者の間に何らかの親縁関係の存在を推測させるが、この日付けの年が、神埼の戦いのあつた享祿三年より三年後であり、天文五年木原の戦いの三年前であるところから考えれば、家重の娘が清房に嫁したのは、天文二年以前もろろん天文五年より前の神埼戦を機縁として生じた縁であつたと思われる。つまり家重と清房とは、この本庄社宝殿の修造を共同して発願した時は、家重の娘を通して、しゅうとむこの関係にあつたと推定されるのである。こうして享祿三年の神埼戦の戦功によ

って鍋島氏と龍造寺氏との結びつきは強化され、龍造寺氏領国内における鍋島氏の立場は上昇した。天文十年（一五四一）西肥前から東進する有馬氏の勢力に対抗するために、小城の千葉両家・少貳・龍造寺の諸氏が和した時、少貳・冬尚の弟を千葉喜胤の養子とするとともに、また千葉胤連の養子として鍋島清房の次男彦法師丸（のちの直茂）を遣っている。政略的な縁組みであるが、千葉・少貳・龍造寺らの諸家の和平協力を目的とする縁組の一半に、鍋島清房の子があげられていることは、よしんば清房の子が龍造寺家重の外孫であるという事情はあったにしても、やはり鍋島氏の龍造寺領国内における地位の上昇とその重さを考えざるを得ない。

さらに弘治二年（一五五六）には寡婦になっていた龍造寺隆信の母（慶闇）が、妻華溪を失っていた清房のもとへ再嫁した。再嫁の理由については色々所伝があるが、いずれにしても鍋島氏の立場をより強くすることになったことは疑えないであろう。

鍋島氏の家督は清房の嫡子信房が継いだ。千葉胤連の養子となった彦法師丸は、のち胤連の実子の誕生によって、胤連の隠居分八十町の田地と、十二人の家人を付与せられたが、ついで、天文二十年（一五五一）十四才の時、小城を辞して佐賀の西郊本庄に帰ったという。

『直茂公譜』によれば、直茂の初陣は天文二十二年、隆信が蓮池の小田政光を攻めた戦いの時であったと伝えているが、その後も度々の戦功を重ねることにより、あるいは和戦両面における才能によって、直茂の地位は上昇を続けたことと思われるが、彼の立場を一段と飛躍させたのは、元龜元年（一五七〇）における今山合戦であろう。この戦いについては前に詳述してあるように、直茂の主唱による今山の太友方陣営の夜

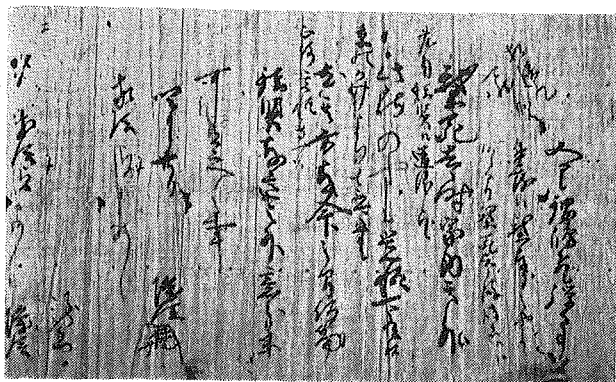
襲によって奇勝を得、龍造寺氏を必敗の窮地から救って、他日の隆昌の基礎を打立てた戦いであって、『歴代鎮西志』に

隆信の猛威ここに始まり、信昌（直茂）の武風これよりおこる。

と言っているとおりであったと考えられる。

それから十年の後、天正八年（一五八〇）の頃、龍造寺隆信の一族家臣および隆信に従属していた肥・筑・豊の武將たちの名前とそれぞれの知行地面積を列記した『五ヶ国配分帳』によると、直茂の知行面積は五百三十町で、兄房茂の五百十町を抜き、小川・納富・成松その他の重臣たちよりも多く、龍造寺氏の一族や新付の武將らを除けば最高の知行高となっている。

天正十二年隆信が島原に敗死した時、直茂はただちに南筑後の柳川の居城に引きあげたが、この時佐賀では城を守っていた隆信の嫡子政家を中心として、一族老臣たちは、敗戦後の混乱の收拾に対する的確な策を見出しかねる状態にあったようであり、また柳川の居城に帰って佐賀に出て来ない直茂の身辺をめぐる、政家・直茂両者の関係にはとかくの浮説も行われたようである。『直茂公譜』によると、この時、佐賀からは再三にわたって彼の



龍造寺隆信自筆書状（『武雄鍋島家文書』）

出佐を促す使が派遣されたが、ついに両方に他意ない旨の神文誓紙の交換があつてようやく彼は佐賀に出たと伝えられている。

この時、政家は直茂（当時信生）に次のような起請文を与えている。

再拝々々敬白天爵起請文之事

- 一、最前より家を存ぜられ候上は、今に於いても親子兄弟のように、何篇、腹藏なく申し承るべきの事
- 一、虎口に於いて、その方難儀に及ばば、勿論ながら見捨て申すまじき事
- 一、その方我等間に、もし誰人かざん言ありといえども、たがい実否をただすべき事
- 一、我等若輩たるにより、異見を受くべく、腹藏なく承り候はば、如何体に仰せられ候とも、氣にかけ申すまじきの事
- 一、自然存じよりの儀候はば、その方仰せられ候上にも、差し返し談合申すべきの事

右の条々犯用せしむるに於いては、

（神文略す）

民部大輔

天正十二年卯月八日

政家（血判）

信生 参

要するに、今まで同様、親子兄弟のように何一つ包みかくしなく仲よくやっていこう。自分はまだ若輩だからいろいろな意見もしてほしい。どんなことを言われても氣にはかけない。もし、自分たち両方の間について誰かざん言をする者があつたら、それが真実であるかどうかをおたがいにはっきりさせよう。というので

あつたが、つづいて又、この年六月中旬には、次のような書状を送っている。

態と申候、仍つて其方こと、我ら家を相敷かれ候上は、如睦甲冑共に、信生の下知次第たるべく、もし相背く人候はば一途に申付けらるべく候、存知のために候、なお口上を用い候、恐々謹言

六月十五日

政家判

信生まいる

如睦甲冑、すなわち平時においても戦時においても、信生の下知のとおりにさせる。といっていることは注目される。政家はこの時すでに領国の支配を信生に委ねる意向を表明しているのである。

しかし両者の関係については、とかく第三者による臆説が絶えなかったもので、右の書状の日付けから十日もたたない同年同月二十三日、政家は再び次のような起請文を直茂に送っている。

再拝々々敬白天爵起請文

右意趣は、今度其方身体に就いて、城原よりの悪説、政家として毛頭存ぜず候条、心底を顕わし候。この上においては、いささかも虚偽にあらず候。新しく申すに及ばず候といえども、其方我等間に向後においてかくの如きの曲説共承り付け候わば、たがい実否をただし、勿論異儀有るべからず候事

（神文略す）

龍民

天正十二年六月廿三日

政家（花押）

信生

参

城原は神埼郡にあつて、当時この勢福寺城には江上氏が在城し、元龜の頃、政家の弟家種が入つて家を嗣いでいた。前に引いた天正八年の着到によると、江上家種は知行千七百町を有し、龍造寺一族中最大の知行地を持つてゐる。「城原よりの悪説」とは、おそらくこのあたりから出たうわさであつたのであらう。「悪説」がどのような内容のものであつたかは不明であるが、「其方我等間にかくの如きの曲説」と言い、「政家として毛頭存ぜず……」などと言つてゐるところから判断すれば、凡そのところは推察されるようである。しかしながら、龍造寺氏の一族重臣らの間に、よしんば直茂に対して危惧の念や快くない思いがあり、或いは政家自身にも直茂に対する不安感をぬぐい得ないものがあつたにしても、隆信敗死後における困難な領国内外の事情や、織田信長死後の統一勢力として中央で次第に強大化しつつある秀吉との関連において微妙に進展する九州の情勢などの中で、好むと好まざるとにかかわらず、龍造寺氏の家国は直茂の指導に俟つてその方途を決せざるを得なくなつてゐた。

天正十四年春、政家、一族重臣、直茂（当時信生）の三者間における交渉・話合いの末、領国の支配を直茂に委任することになり、三者相互の間にはそれに伴う起請文がそれぞれ交換せられた。次に掲げるのは、この時江上家種ら十人の一族重臣に宛てた直茂の起請文である。

再拜々々敬白天爵起請文

右意趣は、御家裁判の儀仰せ付けられ候といえども、更に根氣相着かず候条、まかり成り難きの由御記び言を遂げ候処、右の趣、相そむくべからざるの由、おのおのとして仰せをこうむり候条、まず以て御助言の旨にまかせ候、しかる上は、毛頭他心別儀を存じ奉らず、根氣の及ぶ所、身命の限り、政家御為を相歎き

御奉公致すべき覚悟に候、しからば御家の為を存じ奉るにより、たとい一旦は御気色悪しく候といえども存じ寄り候ところ用捨なく申上ぐべく候、勿論、無理非道の儀、心に覚え、取り沙汰仕るまじく候間、聞こしめし付けらるるの儀候はば、則ち仰せ聞かざるべく候、その時相背き申すまじく候、殊に政家のためを各々おぼしめさるに依り、この度、かたじけなき貴意を下され候上は、各々に對し奉り候ても、向後忘却なく、緩疎の儀を存じ奉らず、政家に相應の御取合い等、余儀を存ずべからず候、自然氣根相かなわざるの儀候はば、各々に至り御ことわりを申述べ、唯今の御奉公の姿、上表致すべく候、その節においては仰せ談ぜられ、政家所の儀、然るべきように相歎かるべき御事、頼み奉り候、御家の為に候条、たとい某相はずれ候といえども、愚意候はば腹藏なく申し上ぐべき儀、いささかも用捨仕るまじく候。万一各々御身体に御氣遣いに及ぶの儀候わば、何様真実を以て御用に罷り立つべく候事

一 家中において我意の人これあるにおいては、実否を糺し、顯然の時は政家へ御耳に立て、成敗仕るべきの事

一 政家様の儀、（直茂）信生に到り讒者（ざん）の人候わば、政家様彼の衆中に残らずその申付けあるべく、かくの如く申合せ候といえども、もし政家に到り、各々として逆意あるにおいては、この御神文その実あるべからざる事

右の条々違犯せしむるに於いては、

（神文略す）

鍋島飛驒守

天正十四年四月十一日

信生血判

江上権兵衛尉殿
龍造寺安房守殿
横岳下野守殿
龍造寺越前守殿
内田紀伊守殿
鴨打陸奥守殿
副島長門守殿
龍造寺和泉守殿
龍造寺上総介殿
後藤伯耆守殿

進覽

「御家裁判」とは、後世的な言葉で要約表現すれば、お家のきりもり、藩の支配ということである。つまりこの起請文の大意は、御家裁判のことは自分には出来ないからとお断りしたけれども、皆さんからどうしてもと言われるのでともかくお引受けすることにしました。お引受けした以上は、誠心誠意、一生懸命で政家公に御奉公致しましょう。たとい一たんは政家公の御氣を害することがあっても、お家のためを思つての意見は遠慮なく申上げましょう……もし自分にはどうしても出来ない場合には皆さんにその旨をお話して、この任を辞し

度いと思います。しかし、たとい任を退いても、お家のために何か意見があれば、遠慮なく全て申上げます。

云々というのである。

直茂はほぼ同内容の起請文を政家にも差し出したであろう。次の文書は以上の起請文の日付けより三日の後、同月十四日に、政家から一族重臣等十名の者に宛てた起請文である。

再拜々々

家裁判之儀、鍋島飛驒守に申付け候条、縦い政家氣色に相似合わざるの儀これありといえども、各々に談合なく、政家自分として、飛驒守身体に到り相違の儀あるべからず候事

付けたり、政家に対し飛驒守として緩疎の儀これある由、誰人か申す儀候わば、飛驒守に到りその旨趣残らず申聞け、邪正を相糺し、讒人顯然に於いては則時その沙汰を致すべきの事（以下略す）

家の裁判を直茂に申付けたから、たとい今後直茂の仕方が氣に入らないようなことがあっても、一同に相談なく政家の独断で直茂に違変を加えるようなことはしない。なお、直茂は政家に対して忠実でないと誰か噂する者があつたならば、直茂にそのことをよく話して実否をただし、もしそれが噂する者のざん言であることがわかれば、直ちにその者を処分する。

というのであつて、直茂にお家裁判を委託するについては、政家個人の独断的な改廃をせず、お前たち一族重臣らとよく相談してやうて行くということを誓約したものである。

次にあげる文書は後世の写しであつて年月日を欠いているが、疑いもなくこの当時のものと考えられ、な

お付度^{そたく}すれば、前に掲げた二つの起請文より前に十名の一族重臣から政家に呈されたものであって、政家はこの文書を受取った上で、前掲四月十四日付の起請文を書いたものと推測される。

鍋島飛驒守御家裁判の儀、相迎^{はすま}るべきの由、色々御詫びごとをとげ候といえども、各中として、しきりに申聞かせ召し置き候条、自然、政家に対し、飛驒守逆意これあるの由、聞こしめしつけらるるに於ては、かの連判衆中に仰せ聞かさるべく候、その節、邪正を相ただし、事実なるに於ては、討ち果たし申すべく候、かくの如く候上は、たとい誰人如何体の子細申上ぐる儀これありといえども、各中に相聞かされず、政家御一存として、その沙汰あるべからず候、もし、かの条御相違の儀においては、各中政家に対し相離れ申すべきこと、(以下略す)

つまりこの文の意味は、

鍋島飛驒守は、御家裁判のことはぜひおことわりし度いといっていますけれども、私たちがいろいろ説いて、なんとか納得^{ちやくどく}させています。だから今後もしあなたに対して飛驒守が逆意を持っているということをお聞きになるようなことがありましたら、この連判の者たちにお聞かせ下さい。その時にはわれわれの方で正邪を究明して、もし飛驒守に逆意のあるということが真実であったならば、討ち果しましょう。このように約束致します上は、今後たとえ誰がどんなことを申上げることがありましようとも、私どもに相談なく独断で処置しないでいただきたい。もし、このことをお違えになれば、私どもはあなたから離れることとなります。

というのであって、政家の専断を認めない強い態度がうかがわれる。

以上のように、龍造寺一族や重臣たちの推輓^{ばん}と、政家の附託を受けて、直茂は御家裁判の任に当ることになった。以後、龍造寺氏のとった諸政策の上には、従来に増して直茂の意見の反映があったことは当然であろう。

(三) 鍋島氏、龍造寺氏に代る

天正十六年(一五八八)七月、龍造寺政家は従四位下に叙せられ侍従に任ぜられたが、この年十一月、彼は次のような判物^{はんぶつ}を直茂に与えて、嫡子長法師丸(のちの高房)を直茂の養子とし、龍造寺の名字を直茂に与えようとした。

長法師丸養子契約の儀に就き、忤^{つがれ}名字龍造寺の事、飛驒守に付与せしめおわんぬ、然らば伊勢松丸においても相続の儀、肝要たるべきの状件の如し

羽柴肥前侍従

天正十六年十一月廿八日

政家判

飛驒守とは当時の鍋島飛驒守信生、のちの加賀守直茂であり、伊勢松丸はのちの鍋島勝茂である。

政家がこの措置を取ろうとした理由については、あるいは慶闇尼の主唱による龍造寺家存続のための政治的手段であったといい、また、政家には前に二人の男の子があったが、みな病弱で早世し、長法師丸もまた病弱であったので、元気な子どももっている直茂の子として育てることにしたのだという伝えもあるが、

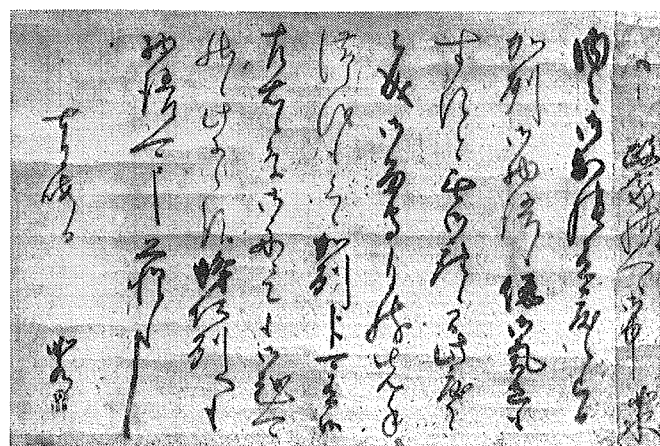
いずれにせよ、天正十二年以降の困難な時期を切り抜けてきた実績をとおして、領国の内外に一段と高まってきた信生の地位、声望と、龍造寺家存続のためには信生の緊密な助力に頼まざるを得ないという政家らの判断にあったと考えられる。

翌天正十七年正月、鍋島信生は従五位下に叙せられ、加賀守に任じ、また、この時名を直茂と改めた。翌十八年の春、政家は病弱であるという理由をもって、三十五歳の若さで隠居し、長法師丸（藤八郎高房）が五歳の幼令をもって政家のあとをついだ。龍造寺の家督は高房が継承し、国政はひき続き直茂にゆだねる。とのたてまえをとったのである。これについて『普聞集』には次のようにしている。

天正十八年 庚 三月、龍造寺政家の長男藤八郎高房を龍造寺の家督となし、鍋島加賀守直茂・国事を勤むべき由、台命これあり。これ隆景（小早川）より政家・直茂の旨を請けて執し申さるところなり。

台命とはこの場合秀吉の命令をさしている。もしこの記事に誤りがなければ、直茂による佐賀領国の執政が公的な承認を得たことを意味しよう。なおこの時秀吉は、高房に肥前国の内七郡において三十万九千九百余石付与の朱印状を与えたとともに、一族の者等へもそのうちにおいてそれぞれ知行を与えて高房への与力（よりき）を命じたのであるが、直茂には神埼郡において四万四千余石を与えている。龍造寺の一族重臣中最高の知行高である。

天正二十年（文禄元年・一五九二）、豊臣秀吉の朝鮮出兵に際して、直茂は一万二千の兵を率いて従軍した。直茂に従って渡鮮した諸将の中には、龍造寺家久（のち多久安順）・龍造寺家晴（諫早）・後藤家信（武雄）・松浦信昭（のち須古）等の龍造寺一門を初め、横岳頼統・田尻鑑種・深堀純賢・神代・馬場等のい

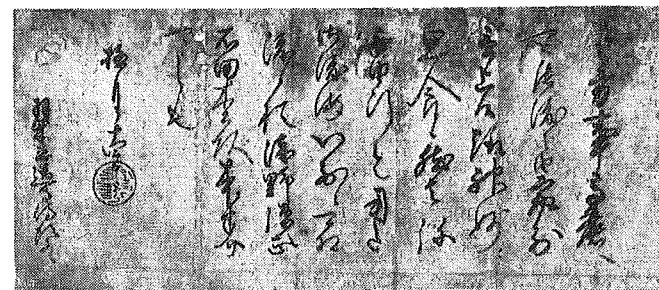


黒田如水書状（『龍造寺家文書』）

わば外様衆もあって、龍造寺旗下の精鋭をすぐたものであったが、これらの将兵とともに前後七年にわたって在鮮し、異郷の山野に、戦場に、労苦をともしたこと、またその間指揮者として彼等を掌握支配したこと、などの事実、直茂と彼等との間におのずから主従的な観念を発生させ育成させるようになったであろう。前に述べたように、天正十四年、直茂は政家や龍造

寺氏の一族重臣達から領国の支配を託されたが、しかしそれは、あくまでもまだ領国支配の委託を受けたにすぎず、領国の主になったわけではなかった。領国と領国内の家臣団の主は、政家のあとに龍造寺家の家督を継いだ高房であって、直茂は、高房が領主として本来有する領国支配の機能を一時分離委託されたものであった。しかしながら、不安定な困難な時期に、巧みに領国を嚮導し、続いて七か年にわたって戦地に龍造寺氏の一族や家臣団を指揮しているうちには、直茂の彼等に対する勢威が強化されていくのは自然であり、それはもはや単に支配を託された者の域を越えた従に対する主的な立場への上昇であったと思われる。

当時龍造寺政家は既述のように天正十八年隠居して、秀吉から佐賀郡太保に五千二百余石の所領を与えられ、軍役



豊臣秀吉朱印状（『龍造寺家文書』）

を免除されていた。しかし、情勢の進展を見・聞くにつれて彼は次第に不安焦躁にかられるようになったようで、直茂にも渡鮮の希望を伝えて、秀吉のもとまでそのことを願い出していたが、文禄元年十二月秀吉の許しを得て、翌二年三、四月の頃渡鮮した。しかし五千二百余石の知行を与えられ、軍役を免除されて隠居していた政家としては、その率いる軍兵も僅少であったであろう。その頃直茂は朝鮮半島の東北部深く進攻していたが、政家はこれに合一せず、半島の南部釜山方面で警備の任に当たっていたようである。

直茂の立場の上昇につれて、自家の、殊に嫡子藤八郎（高房）の将来に就いての不安は強くなっていたであろう。また龍家の一族や家臣達の中にも、前々からの直茂・政家両者関係の推移に対する危ぐの念は依然としてあとを絶たなかったのである。武雄の鍋島家に保存されてきた文書の中に、次のような直茂の起請文の写がある。虫食い、欠損が多くて十分な判読は困難であるが、判読可能な文字を拾えば以下のように読

まれる。

一 同政家様於 由承候。迷惑仕候事にて 是非を不得申上候。 申間敷候条、各様 来 之心中一筆申上候。於政家様御身体 敷候。到御食物毒害等 緩疎

候。御分別違 上意悪敷儀候共、御身上 究迄候。乍恐相敷可申 結句は被成御

隔心儀、寔絶言語たる御儀計候。如此御神文 上儀、却而某失面目儀候へ共、不得申上候へは不濟

候而、此 候。当末於御身体致緩怠

（神文）

文禄四年二月廿二日

鍋島加賀守

直茂御判

龍造寺阿波守殿

同七郎左衛門殿

後藤善次郎殿

龍造寺阿波守は須古信周、同七郎左衛門は諫早家晴、後藤善次郎は武雄の後藤家信であって、いずれも代表的な龍家の一族である。

この文から読み取られるところでは、当時直茂・政家間について面白くないうわさの流れていたこと、そのなかには政家毒害のうわささえあったこと、などがわかるし、直茂は「自分はお家のため、政家様のために尽力しているのに、それがわかってもらえない。このような神文を書くのは私の面目を失うことになるが申上げざるを得ないので書いた。政家様については、今後とも大切におまもりしていく。」という意味の誓約を以て文を結んでいるのである。

この起請文の日付は文禄四年二月二十二日となっている。直茂は天正二十年（文禄元年・一五九二）春渡鮮したが、日本と明国との間に一時和平交渉の行われていた頃、文禄三年春、一旦帰国し、翌四年二月は

まだ日本に留っていた。政家も、現存する二、三の史料によって推考すれば、文禄三年六、七月頃一度帰国し、四年初夏の頃再び渡鮮するまで日本に居たと推定せられるので、この起請文の書かれたのは、ちょうど両者とも帰国していた時のことであった。

政家と直茂との間のわだかまりは依然としてとけず、両者をめぐって、ともすればとかくの噂が流れることがあったにしても、多年の実績と現実の手腕を通じて、今や領国内外における直茂の地位はますます重く且つ不動のものになってきていた。

さきに直茂が政家の意を受けて長法師丸（高房）を養子とした時、直茂の嫡子伊勢松（後の勝茂）は江上家種の養子となったが、その後江上家を離れ、文禄四年（一五九五）には従五位下に叙し信濃守に任ぜられた。大名の世嗣としての処遇である。慶長二年の朝鮮再出兵には、彼もまた父直茂と共に兵を率いて朝鮮に渡るが、渡鮮に先立つ文禄五年の六月、龍造寺氏の一族重臣たち一五名は、次のような連署の起請文を勝茂に呈して忠誠を誓っている。

起請文前書の事

一 藤八様（高房）加賀守殿（直茂）御事は新しく申し上げるに及ばず、鍋島信濃守殿（勝茂・この当時清茂）に対し、かの連判衆中として、向後において二心野心なく、身命の限り御用にまかり立つ可きの事。

一 かの連判衆中家来の者ども、あるいは口事篇、あるいは喧嘩口論出来の節、御済しよう、または知行以下の御改め、または所替えなど、自然仰せ付けられ、たとい不足の儀これありといえども、加賀守殿

御芳恩を以て、身上今に相続き候こと、その節忘却なく、吉凶、鍋島信濃守殿御下知に相随うべく候。然る上は、当末その遺恨をさしはさまず、いよいよ御入魂を遂げ、御奉公致すべき事。

一 他家の衆より、自然、深重入魂、あるいは計策などの儀これありといえども、いささかも同心なく、書状は紐を解かず、口上は一言も相残さず申出さべく候。勿論、我々身上の歎きのために、他邦の衆え深重申し談ずべからざるの事。

一 加賀守殿・信濃守殿に到り、隠密せしめ、あるいは縁重、あるいは契約、または神文等、何方へも申談すべからざるの事。

一 かの連判衆中、かくの如く覚悟定めたるの上は、国許においては御気づかい無く、太閤様・御拾様へ御性を入れられ御奉公を遂げらるべき事、尤もに存知候。万一京都御用の人数等入るべき儀これあるにおいては、御一左右次第、延引なく、いづれも罷り登り、身命の限り御用に立つべきの事。

付けたり、自然、留守番等の儀仰せ付けらるるといえども、私の存分に能わず、御下知に相まかすべきの事。

右条々違犯せしむるにおいては、
（神文略す）

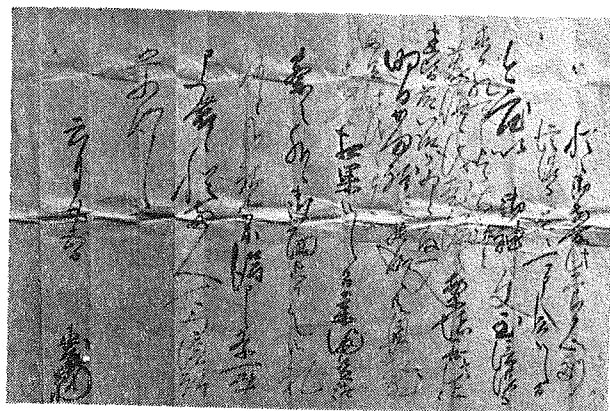
文禄五載丙申六月廿一日

龍造寺七郎左衛門尉 信重判

後藤善次郎 生成判

龍造寺市兵衛尉 信明判

龍造寺太郎次郎 茂成判



鍋島直茂自筆書状（『武雄鍋島家文書』）

に次のような礼状を後藤家信と龍造寺家晴とにあてて出している。喜びの感情がそのままに文面に現われた書状である。

今度御神文を以て、信濃守に至り仰せをこうむり候儀、老後の安堵この上なく候、明日如何鉢にまかりなり候とも、こころ頼もしく存じ相果つべく候間、それがしの満足お察しのほかに候、御面上にて御礼、

何とやらん申すを得ず候条、一書申しのべ候

といい、なお追て書きに、

御面所この節の御心ぞえ、信濃守へ近々申し含めるべく候間、直きに御礼申上ぐべく候、右の趣は悉皆藤八殿の御ためと存じ、ひとしお満足仕る儀に候

信濃守清茂はこの時大坂にいたが、この起請文を受け取り、閏七月付けで後藤家信にあてて書状を送っている。他の人々へも送ったはずである。文中に、「かたじけなき次第、紙面にくしがたく候、まことに若輩の儀に候条、毎事御指南にあずかるべきこと、仰ぐところに候」と、その喜びを述べている。

慶長三年八月、秀吉の死によって在鮮將兵はいい次いで日本にひきあげ、直茂父子も帰朝して直ちに京に上ったが、秀吉死後における諸将間の反目軋轢は早くから表面化し、慶長五年の

鍋島信濃守殿

参

文中、まず初めに、「藤八様や加賀守殿については今更申すまでもないが、信濃守殿に対しても今後二心野心なく、いのちの限り御用に立ちたい。」といい、また「加賀守殿のお蔭で自分たちの身上も続いてきているのであるから、どんな場合にも信濃守殿の御下知には従う。」といっていることなど特に注目せられる。

当時、日本と明国の間に和平交渉が行われていて、直茂も一時帰国していたが、この起請文を見て直ち

龍造寺作兵衛尉 房秀判

内田助三郎 茂勝判

姉川平右衛門尉 房安判

鍋島平五郎 家俊判

神代喜平次 家良判

出雲藤右衛門尉 茂可判

犬塚三郎右衛門尉 茂虎判

倉町 三郎 家俊判

龍造寺六郎次郎 家久判

鍋島豊前守 房重判

龍造寺阿波守 周光判

秋にはついに関ヶ原の戦いに発展した。この戦いに際しての直茂父子の行動については、確実な史料に乏しく、必ずしも明らかではない。『直茂公譜』『勝茂公御年譜』その他江戸時代の編纂になる諸書は、いずれも徳川幕府に対する考慮から、若干の曲筆を免れなかったもののようで、従っていまそれらの記載を無批判に受け入れることはできないが、結局、西軍に加担した罪科をゆるされる代償として、柳川の立花氏討伐を命じられ、その命を果すことによって本領の安堵を得たのである。

この前後の時期は直茂にとって最も困難な時であったと思われる。結果的に見て、初めはやや情勢の判断を誤り、その後は当面した危機への対処を誤らなかつたというべきであろうか。一旦敵対しながら許された幕府に対して、この後、直茂父子はその意を迎えるために極力努めなければならなかつたのである。

関ヶ原の戦当時は十五歳であつた政家の嫡子藤八郎は、慶長九年閏八月、従五位下に叙せられ、駿河守高房と称することとなつた。十九歳であつた。龍造寺一族の家々からはあらためて直茂父子に起請文を呈したが、諫早の龍造寺右近太夫直孝の呈した起請文には、

藤八郎殿御取り立ての儀に候条、鍋島加賀守殿御父子に対し奉り、龍造寺右近太夫儀御用にまかり立つべき覚悟に候、なかんづく、鍋島信濃守殿へ向後別心を存ぜず、二無く身命の限り申し談ずべき儀、浅からず存じ部^{はま}り候、かくの如く存じ候上は、世上如何様の転変の儀候とも、右近太夫儀は信濃守殿一篇に覚悟致すべく候

云々と述べて、信濃守勝茂への忠誠をくり返し誓約している。またこの年八月、高房は円光寺元信に書を送って、

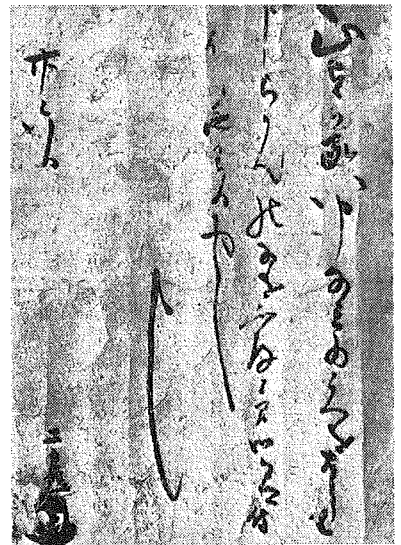
今度加賀守・信濃守存分を以て、家督の儀、我らに仰せ付けられ候ようにと、貴老様まで申し上げらるるに付いて、御証の通り御ねんごろに仰せ聞けられ、本望に存じ奉り候、それにつき、かねて我ら覚悟の旨申し上げ候ところ、聞こしめしとどけらるるの由、その意を得申し候、以来においても、信濃守我ら間の儀は、兄弟の首尾いささかも相かわるまじく候条、御心安かるべく候。

といっている。直茂父子の意志によって龍造寺の家督を継ぐことを喜び、勝茂とはいつまでも兄弟としてやうて行くつもりであることを述べているのである。

しかし、今や龍造寺家の家督と、肥前領国の支配権とは、別個の存在となりつつあつた。領国の支配権は龍造寺家の家督とは離れたところに定着し成長していたのである。

慶長十二年（一六〇七）高房は二十二歳の春を迎えたが、一個の諸大夫として名目的に將軍秀忠に仕え、国許から年間八千石余の料米をおくられていた。一方、勝茂はこの時二十八歳であつたが、前々年岡部長盛の娘、徳川家康の養女を夫人として迎え、すでに諸大名に伍して江戸・名古屋・駿府等の諸城の築造にも当たり、内外における声望を次第に高めつつあつた。この年二月下旬、たまたま病床に臥した高房は翌月三日夫人をさし殺すとともに自分も自殺をはかつた。病いに臥することによって一層現在への忿まん^{ふん}と将来への絶望を感じたのであろう。事は直ちに幕府にも届けられたので、加判の老臣本多正信と大久保忠隣が検使として来邸し、高房に切腹の理由などについてたずねたが何も答えなかつたので、両人は傷の手当てを言い置いて帰つたという。

国もとにいた父政家の許へは三月六日に飛脚をもって知らせたらしく、使いは同月下旬に佐賀に到着した。



龍造寺高房自筆書状（『泰長院文書』）

驚がくした政家は直ちに高房側近の犬塚惣兵衛・馬渡弥七左衛門の二人にあてて次のようにい
いおっっている。

そのもと仕合せの儀承り、驚き存じ候、いず
れも氣遣いの段、これより察し存じ候、如何
ある儀に候や、兩人処よりとかくの儀承らず
候間、心もとなく候て、状を以て申し入れ
候、くわしくは重便のみぎり承るべく候。駿
河内々の儀承り候て、是非に及ばず候、ここ

もと前後を忘れたる跡までに候、急ぎ候て書中おおかたに候

追て、三月六日までは駿河守堅固にて養生の由相聞こえ候、いずれも大儀の由申し談じ候

その後傷も次第にいたたので、幕府の許可を得て高房はしばらく佐賀に帰って静養するてはすになつてい
たようであるが、ついに帰らなかった。その頃、直茂は長文の書状を政家に呈して年来の苦哀を訴えた。書
状は次のとおり一つ書き風に書かれた全文千数百字に及ぶ長文のものであるが、煩をいとわず全文を掲げて
おく。なお、文中漢文体のところは、かな交じり文にあらためて掲げる。

一 隆信様御戦死以来、御家相続き候ようにと色々相敷き候えども、親類中誰一人にても御家続くべき一
言相そえらるる人これ無く候て、まことに不弁のたんそくにて今までかくの如く相続き候事

一 政家様、殿下（秀吉）御奉公御成りなされまじく候由仰せ上げられ候節、すでに相果つべき御家に候
いつれども、隆景公（小早川）へまかり出で、いろいろ打頼み申し候御訃言^{おびとご}申しかない、ちぶさをくわ
えられ候藤八殿を家督に申し定め候、その後、高麗御陣の中、藤八殿相嫁の儀、増田右衛門尉殿御料人
え御取合い下さるべきの由、長大（長東正家）、幸藏主^{さうぞう}頼み上げ候て、御披露を遂げ候ところ、その節
の上意には、藤八郎事、家督には仰せつけられまじく候、国知行役等の儀は加賀守（直茂）へ仰せ付け
られ候間、藤八郎事は、千石なりとも五百石なりとも下され、家中に召し置かるべきの由にて、右相嫁
の儀も無用たるべきの通り仰せ出だされ、かの縁中まかり成らざるの儀、今に幸藏主^{さうぞう}よく御存知の事に
候、これに限らず、度々の上意には、政家、京都御奉公御数^{かず}無き事に候間、藤八郎身体の儀、召し仕
われまじき通り、長大、石全（石田重成）、幸藏主を以て仰せ出だされ候儀、これまた幸藏主御存じの
前に候、かくの如くまで相果てらるる御身体に候いつれども、いろいろ申し分け、ついに相かわらず主
人に取り持ち申し、何とか人立て申し、御奉公をもあいつづけられ候ようにと申し分けたる難儀の体ど
も、筆紙に申し上ぐるを得ず候事

一 太閤様薩州御下向、その後関東御陣、その後高麗御陣、その次京都奉行衆謀叛の節、誰ぞ一人も談
合仕る方これ無く、今に漸く相抱え、一篇に相なげき候ところ、結句何事御氣にさからい候や、とがな
きおんなごどもを飼い鳥をこるされ候ように相果たされ候事、上下とは申しながら不便に御座候儀、政
家様おぼし召し上げらるべく候事

一 輝元様（毛利）へ御縁重ねの儀、まことに似合わしからざる事に候えども、我ら年ゆき候間、藤八郎



龍造寺高房画像（村田家所蔵）

れ候ようにと存知、右の段、道安（諫早家晴）、与兵衛（多久安順）へ申し渡し、江戸へ差越し申すべきと仕り候ところに、かの兩人、円光寺（元信）へ相たづねられ候えば、学校（元信）仰せられ候は、段銭の体どもにては相続きがたくおぼし召され候間、まず以てあいひかえられ候えと候いつるに付いて、道安、与兵衛打立ち相ひかえられ候事

一 江戸御供にて相詰め候者ども、上下によらず、江戸において粮相渡し、知行無公役に申し付け、妻子以下の粮まで差し渡し、この上にも召仕われ候小姓中へは、加増として、信濃守私ところより兩年糶千四百石相渡し申候事

一 今度、藤八郎殿、御腹召され候儀、誰人に御あてなされ候や、御帰国の節、直に御たずね候て、有体の儀、仰せ聞けられ候わば、我ら親子緩疎なきところをも申し披くべく候、今に御存命にて御帰国なさ

れ、政家様御面談の儀、我ら親子如在なき天道かと存じ候、御面談のきざみ、悉皆御さらし下さるべき事、頼み奉り候事

右の内、入らざる儀どもこれあるべく候えども、かくの如くまで相敷き、おろそかを存じ奉らざる通り、政家様、以来まで御失念なくおぼし召しはまられ候ようにと申し上ぐる御事

二候、以上

慶長十二年

七月廿六日

加賀守判

殿御身体の儀、悉皆、輝元様を打ち頼み候て、相果て申すべきと存知、御縁篇申し組み候ところに、不慮の御弓箭（関ヶ原の戦）に付いて、右相嫁相はずれ候条、主水允（鍋島茂里）の娘、我ら子にて召し置き候まま、犬惣兵衛（犬塚）を以て得意を得候えば、御自筆の御墨付きを以て、召し仕われ候事

一 大御所様（家康）、信濃守（勝茂）ニ御位下さるべしと仰せ出され候間、藤八郎え御位仰せつけられ候て、向後、召し仕われ下さるべく候通り、たつて御わびごと申し上げ候について、とかく加賀守申し上ぐる次第に召し仕わるべきの由にて、まず諸太夫に任せらるるの由の御誕にて、駿河守と仰せ出され候、この次、やがて四品の御位に仰せつけらるべき儀どもに候いけれども、今度の御仕合せに依り御外聞を失われ、御名字を絶たれ候ところ、さりとは御冥加尽きたる御事にて候事

一 藤八郎殿江戸御詰め候ようにと仰せ出され候儀、親子（直茂・勝茂）存ぜざる通り、誓詞を以て政家様へ申し上げ置き候間、これ又口能に及ばず候事

一 江戸御詰めの際に御不弁なる儀どもこれあるまじく候、この段、犬惣兵衛、馬弥七左（馬渡）存じ候間、御たずねなさるべく候、御堪忍料として米八千石遣わし置候内、式千石は御私の御遣い料として進じ置き候、わかき人にて候えば、定めて何にても御自由の御あそびにも召し仕われ候ようにと、氣遣い仕り候、そのほか、ここもにての御用物ならびに江戸御作事方についても、見苦しくこれなきようにと申し付け候、右二千石の上にてても、御私遣い、もしも御不弁にもやおぼし召され候わんと存知、親類談合申し候て、段銭の体にてなりとも、米一万石これを進し置き、徒然に御座あるべく候間、これを以ておぼし召しのままに御遣いなされ、召し仕われ候者どもの御ふち方にもさせられ、御奉公相続けら

政家様 人々御中

帰郷して保養するはずであった高房は、ついに佐賀へは帰らなかった。その秋九月六日、彼は江戸で死んだ。なお、『勝茂公譜考補』等は高房が死んだのは江戸においてではなく、佐賀に帰国して死んだのであるとしているが誤りである。高房の死後一か月もたたない十月二日、その父政家もあとを追うかのように死去した。やがて龍造寺の家督も信濃守勝茂に継承せられた。龍造寺一族の申し出によるものであったと伝えられる。

六 佐賀とキリシタン

(一) キリスト教の伝来と佐賀

天文年間にポルトガル人が初めて種ヶ島に漂着して以来、ひきつづいて同国商船は南九州の諸港などに來航して貿易を営んでいるが、天文十八年(一五四九)には有名なイエズス会のフランシスコ・ザビエルが鹿児島に來着し、領主島津氏の許可を得てキリシタン日本伝導の口火を切った。その後の約三十年のあいだに、同会の九州における布教範囲は鹿児島ならびにその周辺から、天草、有馬、長崎、大村、五島、平戸、博多、豊後各地などにおよんだ。当時これらの土地を領していた戦国大名たちは、キリシタンに伴って入ってくる貿易船のもたらす貨物・武器などによって、領国の富強をはかろうとしたので、その希望に対応してこれらの各地はそれぞれ布教の基地ともなり、西洋物資の入ってくる窓口ともなった。この様に、天正年間のまだ初めの頃までに、九州周辺の沿岸各地にキリシタンが入って来ているのであるが、その円周にかこまれた中にある佐賀地方はどうであったろうか。その頃佐賀では龍造寺氏が次第に勢力を強めていたが、ことに元龜元年(一五七〇)大友氏の佐賀遠征軍を今山に破ってからのちはその勢力は急速に増大して、天正九年(一